

宮崎市椿山森林公園指定管理者の施設及び設備の維持管理業務別仕様書

樹木芝生管理業務

1. 剪定、整枝 (年1回)
 - ツバキ類 花期終了後、適宜行う
 - 寄植 花期終了後、適宜行う
 - 数量 1, 280 m²
2. 施肥 (年1回)
 - 作業箇所 別紙区域図参照
 - ツバキ類 花期終了後、適宜行う
 - アジサイ 花期終了後、適宜行う
 - 数量 1, 085 m²
3. 薬剤散布 (年2回)
 - 作業箇所 別紙区域図参照
 - 数量 中木 1, 550本
4. 草刈 (年1~3回)
 - 作業箇所 別紙区域図参照
 - 数量 数量総括参照
 - 5, 720 m² × 1回 = 5, 720 m² (区域図 D+E+歩道 2+歩道 3)
 - 61, 480 m² × 2回 = 122, 960 m² (区域図 B+C)
 - 134, 000 m² × 3回 = 402, 000 m² (区域図 A)
 - 合計 530, 680 m²
5. 除草 (年3回)
 - 作業箇所 別紙区域図参照
 - ツバキ・アジサイ等 1, 280 m² × 3回 = 3, 840 m²
6. 芝生管理 (年3回)
 - 作業箇所 別紙区域図参照
 - 刈込 3, 980 m² × 3回 = 11, 940 m²
 - 殺虫剤散布 3, 980 m² × 3回 = 11, 940 m²
 - (ダニの駆除)

浄化槽管理業務 (合併処理施設維持管理業務)

(一般事項)

第一 この業務は、本仕様書によるほか浄化槽法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律ほか関係法令に基づき実施すると共に次の事項を充分注意すること。

- 1 衛生及び火気取締りに留意すると共に、電気及び水道等の使用に当たっては、極力節約に努め適正な作業を実施すること。
- 2 作業実施中に破損箇所を発見した場合及び機器等に異常を認めた場合は直ちに、監督員に報告すること。
- 3 その他細部については監督員の指示に従うこと。

(使用材料)

第二 この業務に使用する材料は、品質の良好なものを使用すること。

(維持管理の内容)

第三 維持管理業務の内容は、次に掲げる事項とする。

1 保守点検

- (1) 動力操作盤の各スイッチを操作し、各機器（予備を含む）が正常に運転されているか点検する。
- (2) 予備機のあるものは点検日ごとに切り替え運転を行う。（どの機器に切り替えたかを報告書に記入。例えばブローワーNO1 NO2に切り替え等）
- (3) 機器の潤滑油、グリース等の状態を点検し適時補給する。ただし、グリースの全量入れ替えは年2回以上とする。
- (4) 本体、機器、配管、マンホール等に異常は無いかを点検する。
- (5) ブローワーのエアをバルブ操作し、各槽に適正に送られるよう調整する。
- (6) 散気装置等に目づまりがないか点検する。
- (7) エアーリフトポンプ、スカムスキマー等の各装置が正しく作動しているか点検する。
- (8) レベルスイッチが正確に作動しているか点検する。
- (9) その他 本施設を正常に運転するために必要な事項とする。
- (10) 蒸発散設備に異常がないかどうか点検する。

2 清掃及び衛生管理

- (1) 施設内の掃除及び除草を行い、施設内を衛生的にする。
- (2) スクリーン粕等を除去し、処理する。

3 故障による緊急の場合の処理

- (1) 故障による緊急な場合は速やかに現場に行き、適正な処置を講ずると共に市の監督員に報告すること。
機器等（水中ポンプ、破砕器、その他の電動機器等）の噛み込み、詰まり等による分解、清掃については、本委託費に含むものとする。

4 水質管理業務

- (1) 処理水質等については、設計仕様放流水質（但し、設計仕様に放流水質が明示されていない場合は、法に定める水質基準値）内で放流する。
- (2) その他浄化槽法に基づく管理内容とする。

5 報告書の提出

- (1) 保守点検結果を、点検記録表に記入し各月毎にまとめてその翌月の10日までに、提出しなければならない。7項に、点検記録表を示すが、本委託施設に適合しない項目及び付則の項目がある場合は、補足の上、提出しなければならない。
- (2) 事故等による緊急の事態が発生した場合は、その内容を記載した報告書を早急に提出しなければならない。
- (3) 機器の故障の場合は、その原因を調査するとともに、改善案について文書で速やかに、監督員に提出しなければならない。
- (4) 上記(3)の場合のほか、改善すべき箇所がある場合は報告書にて監督員に報告しなければならない。

6 その他の注意事項

- (1) 緊急の場合の連絡先を警報盤に明示すること。昼間と夜間で連絡先の異なる場合はそれぞれ記入のこと。
- (2) バキューム車による汚泥の汲み取りを要する場合は、事前に了承を得てその実施にあたること。汲み取りの際、中間水まで汲み取ったりしないように汚泥移送等の準備をして、効率よく実施すること。
- (3) 管理受託業者の責めにより、スイッチの消し忘れや水道栓の締め忘れ、その他管理上の誤りによる損害が発生した場合、管理受託業者がその費用を負担すること。
- (4) 施設内のドア、点検口、マンホール等の締め忘れや、鍵のかけ忘れ等に十分注意

すること。

7 合併処理施設の場所及び概要は次のとおりとする。

施設の名称及び設置場所	処理方式	処理対象人員	処理水量	放流水
施設の名称 椿山森林公園	接触 ばっ気	63人	12m ³ /日	BOD 20ppm 以下
設置場所 大字鏡洲 4343 - 1	点検及び管理回数 技術員巡回 月1回以上 公的水質分析 年2回 定期水質分析 月1回以上 その他緊急の場合 法定検査 年1回			

給水設備管理業務

箇所	内容	頻度
1. 取水口	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ類の保守点検 水槽の点検清掃 	「適宜」 「適宜」
2 第1中継ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ類の点検 ろ過装置の点検 水槽の点検清掃 薬剤注入 	「適宜」
3 第2中継ポンプ場	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ類の保守点検 水槽の点検清掃 	「適宜」
4 展望塔	<ul style="list-style-type: none"> ポンプ類の保守点検 ろ過装置の点検 水槽の点検清掃 薬剤注入 	「適宜」
5 森林公園管理棟（総合案内所）	<ul style="list-style-type: none"> 水質検査 	「年2回」

警備業務

- 警備の方法は、機械警備とする。
- 警備の時間は、午後5時00分から翌朝午前8時30分までとし、休館日については、1日中とする。
ただし、別に警備を必要とする場合には、別途警備時間を指示することができる。
- 機械警備を行う施設は、椿山森林公園管理棟とする。
- 当該施設において、盗難等の非常事態が発生したときは、最寄りの関係機関に通報するとともに、必要・適切な措置を講ずること。
また、宮崎市農政部森林水産課長に連絡をとること。
- 事故発生の場合、速やかに事故報告書を宮崎市農政部森林水産課長に提出するものと

する。

自家用電気工作物保安管理業務

電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条第1項に規定する事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」という。)について、次のとおり実施するものとする。

1 保安管理業務の対象は、次の自家用電気工作物(以下「電気工作物」という。)とする。

- (1) 事業場の名称 宮崎市椿山森林公園
- (2) 事業場の所在地 宮崎市大字鏡洲字内平4343番地1
- (3) 需要設備

	椿山森林公園	椿山森林公園
設備容量	40kVA	70kVA
受電電力	32kW	54kW
受電電圧	6,600V	6,600V

2 保安管理業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について報告すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合においては、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につとめるべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について報告すること。
- (6) 電気工作物の設置又は変更の工事について、工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について報告すること。

3 点検の種類、頻度及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 月次点検(主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験) 月1回
外観点検、電圧・電流・漏れ電流測定
- (2) 年次点検(主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験) 年1回
観察点検、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、継電器動作特性試験、継電器との結合動作試験、絶縁監視装置の設定値確認・検知動作試験、設定値の誤差確認・自動伝送試験
月次点検も併せて行うこと。
- (3) 臨時点検(異常が発生した場合等、必要に応じて行う点検、測定及び試験)
必要の都度、年次点検に準じる
- (4) 工事期間中 毎週1回以上
年次点検に準じる

4 事故発生等に備えるため、履行期間中は24時間連続で受付対応ができる体制を取ること。

また、事故発生等の連絡を受けた場合は、2時間以内に現場に到着して対応すること。

5 保安管理業務の履行を確保するため、次により代務者を定めるものとする。

- (1) 法人の場合 法人に所属する電気主任技術者のうち当該施設担当者以外の者
 - (2) 個人の場合 所属団体の会員のうち受託者以外の会員
- 6 官庁検査、竣工検査等への立会の要請については、これに応じること。
- 7 上記の他、保安管理業務の実施に当たっては、宮崎市の指示を遵守するとともに、必要に応じて適宜協議を行うものとする。

椿山森林公園 樹木芝生管理業務 数量総括

草刈工

区域	面積	回数	小計
A	134,000	3	402,000
B	1,080	2	2,160
C	60,400	2	120,800
D	1,840	1	1,840
E	1,840	1	1,840
歩道2	440	1	440
歩道3	1,600	1	1,600
合計	201,200		530,680

芝生管理工(刈込み・殺虫剤散布)

区域	面積	回数	小計
A-1	280	3	840
A-2	1,440	3	4,320
A-3	340	3	1,020
A-4	390	3	1,170
A-5	690	3	2,070
A-6	840	3	2,520
合計	3,980		11,940

寄植(カンツバキ、アジサイ等)剪定

区域	面積	回数	小計
A-1	340	1	340
A-2	240	1	240
A-3	120	1	120
A-4	35	1	35
A-5	110	1	110
A-6	240	1	240
D	130	1	130
E	65	1	65
合計	1,280		1,280

寄植(カンツバキ、アジサイ等)人力除草

区域	面積	回数	小計
A-1	340	3	1,020
A-2	240	3	720
A-3	120	3	360
A-4	35	3	105
A-5	110	3	330
A-6	240	3	720
D	130	3	390
E	65	3	195
合計	1,280		3,840

寄植(カンツバキ、アジサイ等)施肥

区域	面積	回数	小計
A-1	340	1	340
A-2	240	1	240
A-3	120	1	120
A-4	35	1	35
A-5	110	1	110
A-6	240	1	240
合計	1,085		1,085

薬剤散布工

区域	本数	回数	合計
A	1,550	2	3,100

椿山森林公園 樹木芝生管理業務 管理面積表

	区域	草刈	芝生	寄植	備考
A	139,065	134,000	3,980	1,085	建物、駐車場等を除く
B	1,080	1,080	-	-	
C	60,400	60,400	-	-	
D	1,970	1,840	-	130	建物等を除く
E	1,905	1,840	-	65	
歩道2	440	440	-	-	延長×2m分
歩道3	1,600	1,600	-	-	延長×4m分
合計	206,460	201,200	3,980	1,280	

薬剂散布位置図



園路	4,650m
植栽間隔	@6.0m
本数	$4,650 \times 2 \div 6.0 = 1,550$ 本
回数	2回

